

# 序章

## 1 計画作成の背景と目的

### (1) 背景

文化財は、長い歴史の中で生まれ、守り伝えられてきた地域の貴重な財産です。また、文化財は、地域の歴史、伝統、文化により育まれた知恵や知識を伝えるものであり、文化の向上や発展の基礎であり、また、地域での暮らしのあり方をも示唆するものです。

しかし近年、文化財を取り巻く状況が大きく変化しています。これまで、文化財は暮らしと密接に結びつき、地域の中で継承されてきましたが、生活様式の変化などにより、人々との関わりが希薄となりつつあります。こうした状況の中、文化財の滅失や散逸などの防止は緊急の課題となり、未指定を含めた文化財を、地域のまちづくりに活かしながら、地域社会総がかりで保存・継承していくことが必要となっています。平成 30 (2018) 年には、文化財保護法が改正され、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る方向性が示されました。

現在の三原市は、平成 17 (2005) 年に旧 1 市 3 町が合併して誕生しました。市域は、旧安芸国と旧備後国にまたがり、旧 1 市 3 町は、それぞれ異なる歴史的背景や自然環境を持っています。小早川氏城跡（三原城跡、高山城跡、新高山城跡）、沼田西のエヒメアヤメ自生南限地帯、久井岩海、大和の神楽など、それぞれの地域に、価値が高く、特色ある文化財があり、継承するための取組も行われてきました。

平成 26 (2014) 年から平成 29 (2017) 年には、瀬戸内三原 築城 450 年事業が実施され、市外からも多くの観光客が訪れました。「観光のまち 三原」の実現をめざし、市内の関係団体などが協働で取り組み、関連する文化財の多様な活用が進められました。

一方で、平成 30 (2018) 年 7 月の豪雨災害では、市内の多くの河川が氾濫し、住宅地や田畑で浸水被害が発生しました。また、長く降り続いた雨により地盤が緩み土砂災害が市内各地で発生し、住宅被害や交通遮断が起きました。多数の文化財も土砂流入などにより被害を受け、文化財の防災対策がより身近な課題であることを再認識することになりました。

### (2) 目的

三原市長期総合計画の後期基本計画（令和 2〔2020〕年度から令和 6〔2024〕年度までの 5 年間）では、歴史・文化財を活かしたまちづくりのため、めざす三原市の姿を「三原の歴史資源や文化財の保護・継承のもと、魅力と誇りを市内外に発信されている。」としています。三原市では、この将来像の実現をめざし、文化財などの保存・活用を行うために「三原市文化財保存活用地域計画」（以下、「本地域計画」という。）を作成します。市内の文化財を対象として、地域の資源としての価値の共有や新たな活用、教育現場における利用の

推進、災害などに備えた確実な継承などに取り組みます。

本地域計画は、三原市における文化財の保存・活用に関して長期的な基本方針を定めるマスタープランであり、短期的に実施する具体的な事業を記載するアクションプランです。文化財の保存・活用に関する課題を洗い出し、今後、取り組んでいく事業の具体的な内容や計画を示します。文化財の「保存」と「活用」を一体的、かつ計画的に行うことで、確実な保存と、地域の魅力と誇りを育てていく活用を進めていきます。

## 2 計画期間

本地域計画の計画期間は、上位計画である、三原市長期総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、教育振興計画の計画期間との整合を図り、令和6（2024）年度から令和16（2034）年度の11年間とします。社会情勢を勘案し、計画終了までに、令和17年度以降の計画の検討を行います。



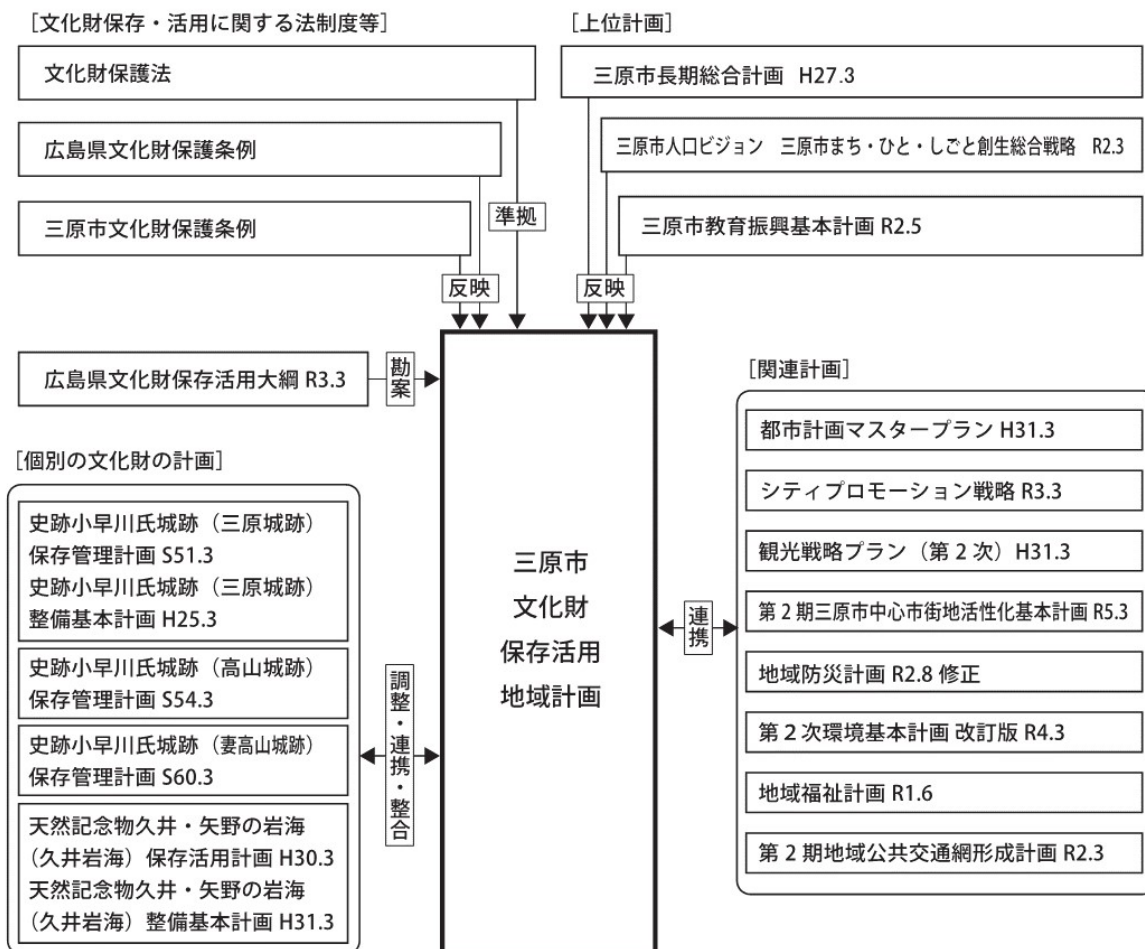
## 3 計画の進捗管理と変更について

有識者などで構成する三原市文化財保存活用協議会を継続し、年1回程度の協議会の開催を通して、本地域計画の進捗を管理します。

関係する各種計画や事業などとの整合性を図るとともに、社会情勢・住民ニーズの変化に対応して、適宜、計画の見直しを行います。本地域計画の計画期間の変更、市域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更、本地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更を行う場合は、文化庁長官へ変更の認定を申請することとし、それ以外の軽微な変更を行う場合には、県と文化庁へ情報提供します。

## 4 地域計画の位置付け

本地域計画の位置付けは、次のとおりです。



本地域計画と関連する計画

### (1) 文化財に関する法制度など

#### ①文化財保護法

過疎化・少子高齢化などを背景として、文化財の滅失や散逸などへの対応は緊急の課題となっています。未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで継承することが必要です。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的に、平成30（2018）年6月に文化財保護法が改正されました。

改正により、「都道府県による文化財保存活用大綱の策定」「市町村による文化財保存活用地域計画の作成及び文化庁長官による認定」「市町村による文化財保存活用支援団体の指定」「所有者などによる保存活用計画の作成及び文化庁長官による認定」などが新た

に制度化されました。本地域計画は、改正された文化財保護法第183条の3に基づく計画となります。

#### ②広島県文化財保護条例（広島県、昭和51年）

文化財保護法182条第2項の規定に基づき、同法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、県の区域内に存するものうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とします。有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化財の保存技術、埋蔵文化財について、それぞれ指定・選定、管理・保存、公開などについて規定しています。

#### ③三原市文化財保護条例（三原市、平成17年3月制定）

文化財保護法第182条第2項の規定に基づき、同法及び広島県文化財保護条例の規定による指定を受けた文化財を除き、市内にある文化財のうち重要なものを保存し、かつ、その活用を図り、もつて市民の文化的向上に資することを目的とし、新市誕生時に制定しました。文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、埋蔵文化財）や市による指定及び保持者又は保持団体の認定などについて規定しています。また、指定及び認定又は解除を諮問する機関として、三原市文化財保護審議会を設置しています。

#### ④広島県文化財保存活用大綱（広島県、令和3年3月策定）

文化財保護法の改正を受け、同法第183条の2の規定に基づき、県や市町、県民など、地域全体で連携・協力しながら取組を進める上での、文化財の保存・活用に関する共通の指針として策定されました。

めざすべき将来像を「県民、関係団体など多様な関係者が文化財及び周囲の自然環境・景観・伝統行事などの一体的な保存・活用に取り組むことを通して、県民一人ひとりが地域に誇りと愛着を持ち、内外から魅力ある地域として選ばれています。」としています。

基本方針として、「文化財の確実な保存、伝承を図る」「文化財の価値の情報発信、活用を図る」「市町や地域社会と連携した総合的、広域的な保存・活用の取組を推進する」の3つを掲げ、それぞれについて、県が取り組むべき施策を示しています。

文化財保護法では、市町村の策定する文化財保存活用地域計画は、都道府県の大綱を勘案して作成するものと定められています。

## (2) 上位計画

### ①三原市長期総合計画（平成27年3月策定、計画期間：平成27年度～令和6年度）

三原市長期総合計画は、基本構想及び基本計画で構成されています。基本構想は、三原市のまちづくりの最高理念であり、計画期間は10年間です。三原元気創造プラン（基本計画）は、後期計画が令和2（2020）年度から令和6（2024）年度の5年間です。

この計画では「行きたい 住みたい つながりたい 世界へはばたく 瀬戸内元気都市みはら」を基本理念として掲げています。5つの基本目標のうち「地域の文化と多様な人材を育むまち」に歴史・文化財を活かしたまちづくりが位置付けられ、めざす三原市の姿を「三原の歴史資源や文化財の保護・継承のもと、魅力と誇りが市内外に発信されている」とし、次の3つの基本方針が示されています。

基本方針1 文化財講演会・見学会の開催や重要文化財の公開などを進め、伝統文化に触れる機会を創出します。

基本方針2 地域や大学との連携により、文化財の調査や保存・活用に取り組みます。

基本方針3 市内の歴史資源の魅力を市内外の人に知ってもらうよう、広報誌や市ホームページなどの様々な情報媒体の活用に取り組みます。

ここで示された基本方針の実現に向けた分野別計画の一つとして、本地域計画は位置付けられます。

### ②三原市人口ビジョン（改訂版）（令和2年3月）

第2期三原市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月策定、計画期間：令和2年度～令和6年度）

人口ビジョンは、三原市の人口動向や将来推計、人口展望をとりまとめ、三原市の重点課題やターゲットの整理などを行っています。まち・ひと・しごと創生総合戦略では、人口ビジョンに基づき、対象期間5年間の目標や施策の方向性などをとりまとめています。

三原市のめざす持続可能なまちづくりに向けて、「可能な限り現在の人口の維持（定住人口の減少抑制、居住人口の確実な確保）」「市民満足度の向上」を掲げています。それを達成するために5つの基本目標を掲げています。そのうちの「交流人口拡大への挑戦」の中で、「三原市ならではの」魅力的なコンテンツを整えるための施策として、文化財活用事業をあげており、本地域計画では、その具体的な事業を示します。

### ③三原市教育振興基本計画（令和2年5月策定、計画期間：令和2年度～令和6年度）

教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、三原市長期総合計画後期基本計画のうち「教育」「生涯学習」「文化・スポーツ」の政策を三原市教育振興基本計画として位置付けています。

三原市教育振興基本計画には三原市教育委員会が取り組むべき中期的な施策・事業の内容や数値目標を示しています。

三原市教育振興基本計画で掲げるめざす市の姿「三原の歴史資源や文化財の保護・継承のもと、魅力と誇りが市内外に発信されている」の実現に向けた計画の一つとして、本地域計画は位置付けられます。

### (3) 関連計画

#### ①三原市都市計画マスタープラン（平成31年3月改訂）

長期的な視点からまちづくりの理念と将来ビジョンを明らかにし、総合的・体系的なまちづくりを推進するための基本的な方針です。めざすべき都市像として、「安全・安心・快適、そして元気に住み続けられるまち」を掲げています。集約型の都市構造に向けて、市内の複数の生活拠点が主要幹線道路網によりネットワークを形成する、多極ネットワーク型コンパクトシティをめざします。小規模な集落が点在している地域においても、小さな拠点づくりや集落ネットワーク形成などによる生活圏の形成をめざします。

地域別構想では、三原中央地域、三原南部地域、本郷地域、久井地域、大和地域の5地域に区分され、地域特性に応じて個性を活かしたまちづくりの方向性を示しています。

上記に示されたまちづくりの方向性にそって、それぞれの地域の特性を活かした文化財の保存・活用の取組を実施していきます。

#### ②三原市シティプロモーション戦略

（令和3年3月策定、計画期間：令和3年度～令和5年度）

将来に向けて、「〇〇なまち三原」と誰もが言えるブランドの確立をめざし、三原市が「選ばれるまち」となるための取組やその方向性、進め方を示すものです。市民や企業、三原市が一体となり、住み続けたい、住んでみたいという「選ばれるまち」の理由を考え、納得し、実現することに取り組み、それを市内外に情報発信することで、人々の共感を得る取組を三原市のシティプロモーションとして位置付けています。

文化財の保存・活用は、このシティプロモーションの取組としても推進するものです。

#### ③三原市観光戦略プラン（第2次）（平成31年3月策定）

観光を新たな産業の柱のひとつとして位置付け、観光交流人口の拡大をきっかけに、地場産業の振興や雇用の確保などにつなげていくことを目的に、市民、事業者、関係団体及び行政が一丸となって観光施策に取り組むために策定しています。

将来像を「観光が三原市を支える産業の柱のひとつになっている」、コンセプトを「また訪れたくなる 感動できるまち 三原」とし、三原市ならではの強みの活用、市民の愛着・誇りの醸成の2つの視点から基本戦略と具体的な施策が整理されています。

リーディングプロジェクトとして、『祭りの三原活用』推進プロジェクト、『歴史・文化活用』推進プロジェクトなどが挙げられており、文化財の保存・活用が観光の主要な事業として位置付けられています。

#### ④第2期三原市中心市街地活性化基本計画

(令和5年3月策定、計画期間：令和5年4月～令和10年3月)

中心市街地活性化の課題解決に向けて、4つの基本方針「魅力ある通り、エリアと活力あるまち」「繋がり・回遊するまち」「人にやさしい・安全・安心・便利なまち」「歴史・文化を感じるまち」を設定し、目標である「賑わいの創出」、「商業の活性化」、「街なか居住の推進」の実現に向け、行政と市民が一体となって各種活性化事業に取り組むための計画です。

三原城跡をはじめ、昔ながらの町並みの雰囲気を残す西国街道沿いの本町通り商店街や歴史的に価値のある神社、仏閣などの文化財や歴史的資源が点在する「歴史・文化の魅力ゾーン」においては、地域住民と来街者が散策し、回遊できるまちをめざし、市民との協働により魅力ある町並みを形成します。

#### ⑤三原市地域防災計画（令和2年8月修正）

災害対策基本法第42条の規定に基づき、災害予防や災害応急対策、災害復旧について、必要な対策の基本を定めるものです。文化財に関しては、災害予防計画では、防災教育（防災知識）を、保護計画では、平常時からの対策、応急的な対策、災害時の対応を、災害応急対策では、指定文化財の被害状況の報告を、それぞれ定めています。

本地域計画では、防災計画に定めた対策を含め、文化財を対象とした、総合的かつ具体的な防災に関する事業を定めます。

#### ⑥第2次三原市環境基本計画改訂版

(令和4年3月改訂、計画期間：平成30年度～令和9年度)

三原市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。「一人ひとりが輝く 環境共生都市 みはら ～みんなの協働により自然と共生する快適で安全なまちを次世代へ～」を望ましい環境像に掲げ、環境負荷の軽減、自然との共生、環境の快適さの創出などによって、人にも地球にもやさしい環境共生都市をめざし、その実現に向けて、市民・市民団体・事業者・三原市が協働するとともに、一人ひとりが生き活きと輝きながら、環境保全に取り組める社会づくりを進めていきます。

自然共生、脱炭素、循環、安全・安心・快適、市民協働の5つの環境目標に対して、具体的な環境施策が示されています。文化財においては、動物・植物などを対象とした取組などを環境基本計画の対象に含みます。

#### ⑦三原市地域福祉計画（令和元年6月見直し、計画期間：平成26年度～令和5年度）

すべての人が人間としての尊厳を持ち、家庭や地域社会の中で、その人らしく安心して生活が送れるよう、行政や地域住民、各種団体などが協力しあい、共に生き支えあう地域社会を形成するための取組や仕組みづくりの方針を示しています。「地域共生社会」の実現に向けて、「交流で育む、支え合い、安心して暮らせるまち みはら」を基本理念として掲

げています。住民が、郷土の歴史文化や言い伝え、遊び、ならわし、社会のルール、伝統ある行事・郷土料理などの伝承活動を進めることで、ふれあい・交流の場、活動を促進し、地域をつなぐ人づくりを行う方向性を示しています。

#### ⑧第2期三原市地域公共交通網形成計画

(令和2年3月策定、計画期間：令和2年度～令和6年度)

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条の規定により、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画です。

基本理念を「市民協働による利便性が高く持続可能な地域公共交通体系の維持・充実」とし、市民、交通事業者、行政（市）がそれぞれ役割を担い、地域公共交通の維持・充実に図る事業を示しています。

### (4) 個別の文化財の計画

#### ①史跡小早川氏城跡（三原城跡）保存管理計画（昭和51年3月策定）

史跡小早川氏城跡の中で、三原城跡について保存管理計画を策定しました。現状変更の許可方針を定めるとともに、三原城跡の公有化と環境整備の推進を行い、文化財愛護の思想の高揚を図るための行事を企画するなどの広報普及活動についても言及しています。

#### ②史跡小早川氏城跡（三原城跡）整備基本計画（平成25年3月策定）

史跡小早川氏城跡三原城跡を適切に保存し、次代に継承することを目的として策定しました。歴史や現状を踏まえて、史跡の本質的価値と構成要素を明確にし、適切に保存するための方針や方法、現状変更の取扱いについて定めるとともに、史跡の整備・活用を含めた目標を示しています。

#### ③史跡小早川氏城跡（妻高山城跡）保存管理計画（昭和60年3月策定）

史跡小早川氏城跡の中で、現在の指定名称である高山城跡（計画策定当時は妻高山城跡）について保存管理計画を策定しました。今後の方針として、調査や現状変更の許可方針を定めるとともに、環境整備や標識、説明板などの保存施設の整備、土地の公有化について計画を策定しています。

#### ④史跡小早川氏城跡（高山城跡）保存管理計画（昭和54年3月策定）

史跡小早川氏城跡の中で現在の指定名称である新高山城跡（計画策定当時は高山城跡）について保存管理計画を策定しました。今後の方針として、史跡の追加指定や現状変更の基準を定めるとともに、保存施設の整備や普及活用について計画を策定しています。

#### ⑤天然記念物久井・矢野の岩海（久井岩海）保存活用計画（平成30年3月策定）

現在の久井岩海の状態を調査して課題を整理した上で、昭和54年に策定した旧久井岩



海保存整備計画を検証し、見直しを行い、これからの久井岩海の保存と活用についての方針を明確にしています。

⑥天然記念物久井・矢野の岩海（久井岩海）整備基本計画（平成 31 年 3 月策定）

前年に策定した天然記念物久井・矢野の岩海（久井岩海）保存活用計画に基づき、多くの市民が久井岩海の価値や魅力を享受できるよう、天然記念物久井・矢野の岩海（久井岩海）保存活用計画で整理した基本方針の具体化にむけた、施設などの整備の方向性を定めています。

---

注釈）（4）個別の文化財の計画 ③④について、史跡小早川氏城跡は、昭和 32 年に「小早川氏城跡 妻高山城跡 高山城跡 三原城跡」が史跡に指定され、その後平成 10 年に、「小早川氏城跡 高山城跡 新高山城跡 三原城跡」に名称変更された。計画名は策定当初の名称（妻高山城跡、高山城跡）を用いるが、内容についての表記は現在の名称（高山城跡、新高山城跡）を用いる。

## 5 地域計画の対象

### (1) 文化庁の指針

平成30年の文化財保護法（以下、「保護法」という。）の改正により、市町村が作成する文化財保存活用地域計画の文化庁長官による認定を制度化しました。加えて、平成31年3月に「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」によって、計画の作成などに当たっての基本的な考え方や具体的な記載事項、留意事項などが、文化庁によって示されました。この指針では、文化財の保存と活用にあたって、指針が対象とする文化財とはどのような範囲であるのかを、次のように記述されています。

【文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針（文化庁、平成31年3月作成、令和5年3月変更 以下「文化庁指針」とする）】

本指針の対象とする「文化財」とは、法第2条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型をいう（なお、この中には国や地方公共団体に指定などされたものだけでなく、何ら行政による保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財も含まれる）。

また、法に規定される土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）や文化財を次世代へ継承する上で欠かせない文化財の材料製作・修理などの伝統的な保存技術についても、幅広く対象とすることが有効である。

さらに、国民娯楽など、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産については、これを幅広く捉え、文化財と同等に取り扱う視点も有効である。

### (2) みはら資源の定義

三原市において、保護法第2条に規定される文化財として298件の指定登録文化財に加え、国や地方公共団体に指定されたものだけでなく、何ら行政による保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財（有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群）と、埋蔵文化財、文化財の保存技術などが存在します。

例えば、米山寺の重要文化財「絹本著色小早川隆景像」は市民誰もが知っていると思われる有形文化財ですが、一方、中世、近世、近代を問わず、制作、建造、築造された有形の財産が多数あります。

また、地域の生活と結びついた「ちんこんかん」や「稻生神社ぎおん祭りのおどり」といった県や市が指定した無形の民俗文化財のほかにも、各地で行われている「盆踊り」や、三原城築城以来、永きにわたり親しまれてきた伝統芸能「三原やっさ踊り」といった無形の財産もあります。

本地域計画では、これら「三原をかたちづくる」有形・無形の文化財や財産を『みはら資源』と定義します。

本地域計画では、保護法第2条に規定される文化財だけでなく、「文化庁指針」に示される未指定文化財、埋蔵文化財、次世代へ継承するための保存技術、さらに国民娯楽などの文化的所産も含め、三原をかたちづくる「みはら資源」を地域計画の対象とします。



三原城跡



稲生神社ぎおん祭りのおどり



胡神社



三原やっさ踊り